

# 広報 はっぼう

5  
月号

2026 | No. 241



「新しい毎日に出発進行」

～入学式～

登録をお願いします！

イベント情報・災害情報などの各種情報

八峰町公式LINE



電子版 広報はっぼう

## 目次 Contents

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 02   令和8年度予算概要   | 28   生涯学習だより     |
| 04   八峰町議会議員選挙結果 | 30   お知らせ版カレンダー  |
| 05   ブックオフ協定式    | 32   お知らせ版       |
| 05   各課からのお知らせ   | 34   地域おこし協力隊の部屋 |
| 25   健康はっぼう21ひろば | CSレター            |
| 26   ふるさとのわだい    | 35   戸籍の窓        |
| 27   暮らしの豆知識     | 新規採用職員紹介         |
| 入札結果             |                  |

# 八峰町予算概要をお知らせします

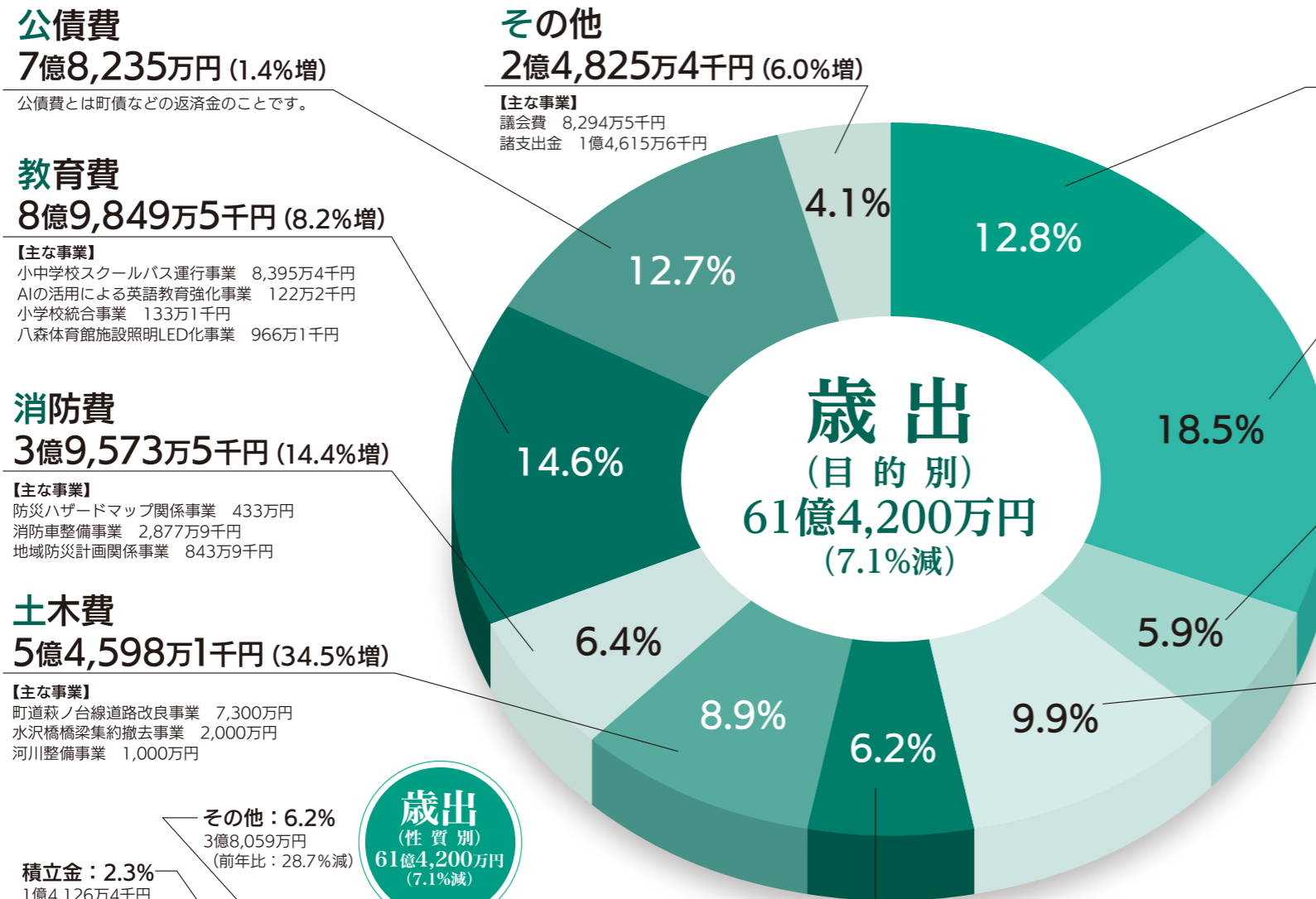
## 一般会計予算は61億4,200万円

令和8年度の一般会計予算は前年度より4億6,700万円少ない総額61億4,200万円となりました。

本町の財政は、町村合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、職員数の管理などの改善策に取り組んできたものの、町の歳入で最も大きな割合を占める普通交付税が人口減少等の影響で年々減少していく見込みとなっており、一方で、高齢者や障がい者への福祉施策、高騰が続く物価への対応や老朽化した公共施設の維持費などの経費が増加すると見込まれることから、財政運営は一層厳しさを増していくと想定されます。

こうした現状の中、町では、令和7年度に「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「八峰町総合振興計画」を統合し、「八峰町総合計画」八峰の新しい挑戦」を策定しました。計画に基づき、将来をしっかりと見据えた施策や事業を展開し、最重要課題である人口減少問題をはじめ、町の諸課題の克服に向けて、積極的に取り組めます。令和8年度の当初予算編成に当たっては、「財政の健全化」に取り組むつつ、農林水産業・観光・子育て支援の重点施策を推進いたします。

# 歳出 (目的別) 61億4,200万円 (7.1%減)



### 総務費

7億8,345万8千円 (28.8%減)

【主な事業】  
岩館地区防災コミュニティセンター整備事業 733万2千円  
巡回バス・デマンド型乗合有償運送事業 4,956万2千円  
定住・移住対策事業 324万9千円

### 民生費

11億3,885万3千円 (10.8%増)

【主な事業】  
成年後見制度中核機関運営事業 686万2千円  
食の自立支援(配食)サービス事業 832万1千円  
赤ちゃん誕生祝金支給事業 450万円

### 衛生費

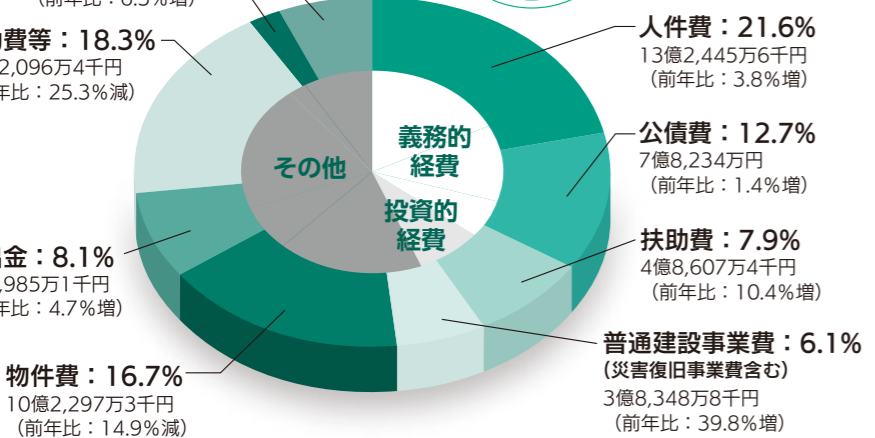
3億6,021万4千円 (59.2%減)

【主な事業】  
全町クリーンアップ事業 347万円  
検診事業 1,480万5千円  
能代市斎場維持管理費負担金事業 1,581万2千円

### 農林水産業費

6億645万1千円 (4.5%減)

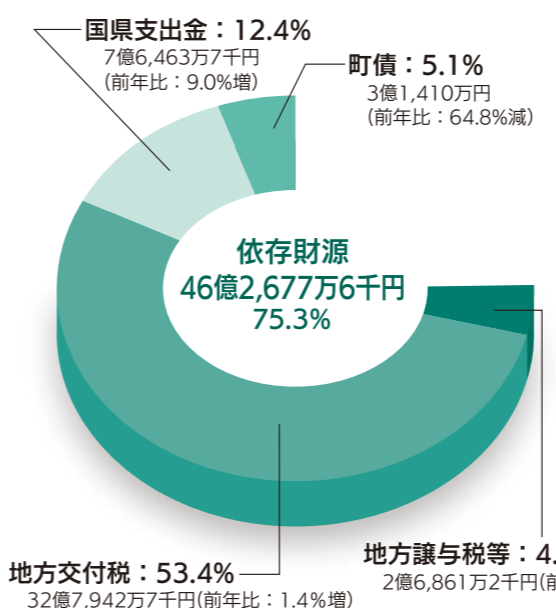
【主な事業】  
多面的機能支払交付金事業 7,265万4千円  
磯根資源再生事業 170万円  
鳥獣被害対策事業 1,099万7千円



### 商工費

3億8,220万9千円 (1.9%増)

【主な事業】  
雇用創出活動支援事業 372万円  
大館能代空港利用促進事業 218万8千円  
留山遊歩道改修事業 3,660万4千円



### 歳入

61億4,200万円 (7.1%減)

自主財源 15億1,522万4千円 (24.7%)

依存財源 46億2,677万6千円 (75.3%)

| 会計別     | 令和8年度     | 令和7年度     | 前年比   |
|---------|-----------|-----------|-------|
| 国民健康保険  | 971,641   | 812,803   | 19.5% |
| 介護保険事業  | 1,350,567 | 1,324,622 | 2.0%  |
| 後期高齢者医療 | 165,416   | 122,936   | 34.6% |
| 沢目財産区   | 16,872    | 17,075    | ▲1.2% |
| 町営診療所   | 102,730   | 100,096   | 2.6%  |
| 合計      | 2,607,226 | 2,377,532 | 9.7%  |

| 会計別    | 令和8年度     | 令和7年度     | 前年比   |
|--------|-----------|-----------|-------|
| 簡易水道事業 | 537,403   | 426,891   | 25.9% |
| 下水道事業  | 749,192   | 681,338   | 10.0% |
| 合計     | 1,286,595 | 1,108,229 | 16.1% |

### 令和8年度特別会計予算

町には一般会計とは別に、5特別会計と2公営企業会計があります。

令和8年度の特別会計の予算総額は26億722万6千円で、公営企業会計の予算総額は12億8,659万5千円となっています。

に該当します。

(注2) 依存財源とは国や県から交付され、また、町債として町が借り入れるお金です。

### 歳出

目的別では民生費が11億3,885万3千円でトップ。次いで、教育費、総務費となっています。また、性質別では人件費、扶助費、公債費の義務的経費が25億9,287万円で歳出全体の42.2%を占めています。

(注1) 自主財源とは町が自主的に収入しうる財源をいい、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれ

### 歳入

自主財源(注1)の柱である町税は6億8,925万9千円で前年度より7.2%増、分担金及び負担金が777万2千円で23.7%の増となったほか、繰入金は3億2,152万2千円で7.3%の減となっています。

自主財源全体では15億1,522万4千円で前年度より24.7%増、収入全体のうち自主財源は24.7%となっています。

一方、地方交付税や国・県支出金などの依存財源(注2)の割合は75.3%となっています。収入全体の7割以上が国や県に頼る厳しい財政状況です。

## ブックオフコーポレーション×八峰町 地域振興および資源循環型社会推進に関する協定締結

3月23日、ブックオフコーポレーションと地域振興および資源循環型社会推進に関する協定を締結しました。

この協定は、町とブックオフコーポレーションが相互に連携協力し、町内から排出されるごみの減量化や再資源化、再利用を通じて持続可能な社会の形成を目指すことを目的としています。

町内各施設に衣料品など不用品の回収ボックスを設置するほか、リユース本の寄贈などを通じて循環型社会を推進していきます。



回収ボックスは役場、ファガス、峰栄館に設置しています。

## 税務会計課・福祉保健課からのお知らせ

●令和8年度の税および保険料の納期限は下記のとおりです。

| 担当課   | 納期月              | 5月  | 6月   | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月    | 1月     | 2月   |
|-------|------------------|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------|
|       |                  | 納期限 | 6月1日 | 6月30日 | 7月31日 | 8月31日 | 9月30日 | 11月2日 | 11月30日 | 12月28日 | 2月1日 |
| 税務会計課 | 軽自動車税            | 全期  |      |       |       |       |       |       |        |        |      |
|       | 固定資産税            | 1期  |      | 2期    |       | 3期    |       |       | 4期     |        |      |
|       | 町県民税(普通徴収)       |     | 1期   |       | 2期    |       | 3期    |       |        | 4期     |      |
|       | 国民健康保険税          |     |      | 1期    | 2期    |       | 3期    | 4期    | 5期     |        | 6期   |
| 福祉保健課 | 介護保険料(普通徴収)      |     |      | 1期    | 2期    | 3期    | 4期    | 5期    | 6期     | 7期     | 8期   |
|       | 後期高齢者医療保険料(普通徴収) |     |      | 1期    | 2期    | 3期    | 4期    | 5期    | 6期     | 7期     | 8期   |

納税は口座振替が便利です

### 【手続きについて】

下記金融機関に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、提出してください。通帳の届出印が必要です。

### 利用可能金融機関

秋田銀行、JA秋田やまもと、ゆうちょ銀行、北都銀行、JAあきた白神、羽後信用金庫、東北労働金庫

### 【口座振替日および開始時期について】

税金は納期限の日、その他は25日の振替です。また申し込み月の翌月納期分から開始されます。

(例) 国民健康保険税を7月に申し込み⇒8月納期月の第2期分から口座振替

※税金・保険料のほか、上下水道料など各種料金も口座振替が可能ですのでご利用ください。

問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

令和8年4月19日実施

## 八峰町議会議員一般選挙 投開票結果



## 八峰町議会議員一般選挙結果

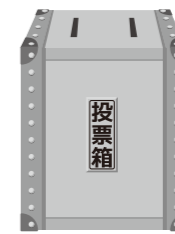
### 開票結果

|    | 候補者氏名 | 得票数     | 年齢 | 党派等 | 職業       |
|----|-------|---------|----|-----|----------|
| 当選 | 薩摩 晃大 | 469     | 39 | 無新  | 会社役員     |
| 当選 | 皆川 鉄也 | 446     | 78 | 無現  | 農業       |
| 当選 | 山本 昌子 | 354.087 | 58 | 無新  | 自営業      |
| 当選 | 菊地 薫  | 317     | 73 | 無現  | 飲食業      |
| 当選 | 須藤 正人 | 314     | 74 | 無現  | 無職       |
| 当選 | 山本 優人 | 296.912 | 69 | 無現  | 農業       |
| 当選 | 伊藤 一八 | 286     | 42 | 無現  | 石材加工業    |
| 当選 | 若狭 敏春 | 275     | 69 | 無新  | 会社役員     |
| 当選 | 笠原 吉範 | 274     | 69 | 無現  | 飲食業      |
| 当選 | 奈良 聡子 | 177     | 62 | 無現  | 無職       |
| 当選 | 腰山 良悦 | 172     | 81 | 無現  | 酒類・食品小売業 |
| 当選 | 福士 久明 | 159     | 68 | 共新  | 政党地区委員   |
| 次点 | 小林由布子 | 129     | 48 | 無新  | 漁業       |

※按分により切り捨てられた票数 0.001票

| 投票者数 | 3,691人 | 投票総数 | 3,691票 |
|------|--------|------|--------|
| 有効投票 | 3,669票 | 持ち帰り | 0票     |
| 無効投票 | 22票    | 不受理  | 0票     |

任期満了に伴う八峰町議会議員一般選挙は4月14日に告示され、同月19日に投開票が行われました。定数12名に対して現職8名と新人5名の合わせて13名が立候補し、現職8名、新人4名が当選を果たしました。今後の町の方向性を担う町民の代表が決まり、更なる町の発展と課題解決が期待されます。



町内3カ所で投票 投票率は平成30年4月を9・50ポイント下回る

町内3カ所に設置された投票所は、午前7時から開かれ、有権者は八峰町の方向性を決める重要な選挙に貴重な一票を投じていました。投票率は、68・48%となり、平成30年4月の選挙と比べると、9・50%下回る結果となりました。期日前投票には、4月15日から4日間で2,469人の有権者が訪れ、投票者全体の66・89%を占めました。これは平成30年4月の選挙を18・65%上回りました。

◎対象者および対象住宅

| 事業名         | 補助対象者  | 補助対象住宅   |
|-------------|--|--|
| 【新築支援事業】    | 子育て世帯または支え合い世帯で戸建て住宅の新築工事（以下「新築工事」という。）を行う方。   | ①新築の戸建て<br>②住宅の構造および生活形態等を総合的に判断し、戸建て住宅に相当する住宅と認められる新築住宅 |
| 【省エネルギー事業】  | ①持家住宅の省エネルギー工事（以下「省エネルギー工事」という。）を行う方<br>②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅の省エネルギー工事を行う方<br>③親、配偶者の親または子の持家住宅の省エネルギー工事を行う方<br>④自ら所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅の省エネルギー工事を行う方 | ①自己所有の持家住宅<br>②親、配偶者の親または子の持家住宅                          |
| 【リフォーム支援事業】 | ①八峰町に住居登録されている方。ただし、移住者で新築、リフォーム、または空家購入後に住居登録する方については、住居登録日を実績報告の期限とします。  | ①自己所有の持家住宅<br>②親、配偶者の親または子の持家住宅                          |
| 【空家購入等支援事業】 | ②世帯員の全員に町税等の滞納がないこと。ただし、移住者については、従前住所等において納付すべき市区町村税等に滞納がないこと。   | 空家   |
| 【住宅診断支援事業】  | ①持家住宅の木造戸建て住宅の住宅診断（以下「住宅診断」という）を行う方<br>②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅の住宅診断を行う方<br>③親、配偶者の親または子の持家住宅の住宅診断を行う方<br>④自らが所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅の住宅診断を行う方             | ①自己所有の持家住宅<br>②親、配偶者の親または子の持家住宅                          |
| 【耐震改修支援事業】  | ①持家住宅の耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という）を行う方<br>②親、配偶者の親または子が所有し、自ら居住する住宅の耐震改修工事を行う方<br>③親、配偶者の親または子の持家住宅の耐震改修工事を行う方<br>④自らが所有し、親、配偶者の親または子が居住する住宅の耐震改修工事を行う方           | ①自己所有の非耐震住宅<br>②親、配偶者の親または子の非耐震住宅                        |

◎対象経費

| 事業名         | 補助対象者  | 補助対象住宅   |
|-------------|--|--|
| 【新築支援事業】    |  | 新築工事に要する経費   |
| 【省エネルギー事業】  | ①認定施工業者が施工した工事等であること。ただし、空家の購入（取得）についてはその限りではない。   | 省エネルギー工事に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。                                    |
| 【リフォーム支援事業】 | ②令和8年4月1日以降に工事が完了し、申請年度の3月31日までに実績報告が可能な工事であること。ただし、移住者で住民登録日より前に、新築工事、リフォーム等工事及び空家購入等を行っている場合は、住民登録日から1年遡った日以降に完了していること。              | リフォーム等工事に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。                                    |
| 【空家購入等支援事業】 | ※次に掲げる経費等については補助対象としません。<br>①公共工事等の施工に伴う補償費の対象となる経費<br>②門・塀等、いわゆる外構工事に係る経費、ただし、配管工事の実施に伴うフェンスの取外し、再設置など、補助対象工事の実施に伴い必要な場合は、補助対象経費とします。 | ①空家の購入に係る経費<br>②購入後のリフォーム等工事に関する経費<br>③①および②に関する経費で、補助対象経費額が30万円以上であること。 |
| 【住宅診断支援事業】  | ③別棟の車庫、物置の新築工事およびリフォーム等工事に係る経費<br>④町のその他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費<br>⑤その他、補助金の交付が適当でないと認められる経費                                | ①住宅診断に係る経費<br>②住宅診断士が実施する住宅診断であること。                                      |
| 【耐震改修支援事業】  |  | 耐震工事に関する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。  |

★その他申請書類など、詳しくは町ホームページをご覧ください。下記担当までお問合せください。

■問合せ先 建設課 建設係 ☎76-4610

はっぼうでHappo (y) なSmileづくりを応援します!!!

令和8年度

# 八峰町住まいづくり応援事業

八峰町では、子育てしやすい環境づくり、安全安心で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築、リフォーム、購入、診断及び耐震改修に要する経費に対して補助金を交付します。

◎支援事業の種類

| No. | 事業名  | 条件等          | 一般世帯 | 子育て世帯【※1】   | 支え合い世帯【※2】 |
|-----|--|--------------|------|---|------------|
| 1   | 新築支援事業   | 補助率          | —    | 100%  |            |
|     |  | 限度額          | —    | 100万円<br>中浜分譲地に新築した場合 200万円<br>【 町外業者が施工した場合 50万円 】 |            |
| 2   | 省エネルギー事業【※6】<br>(工事費30万円以上～)                       | 補助率          | 15%  |   |            |
|     |  | 限度額          | 30万円 |   |            |
| 3   | リフォーム支援事業<br>(工事費30万円以上～)<br>※一般世帯のリフォームは省エネルギーに限る | 補助率          | —    | 15%   |            |
|     |  | 限度額          | —    | 30万円  |            |
|     |  | (移住世帯特例)【※3】 | 15%  | 15%   |            |
|     |  | (多子世帯特例)【※4】 | 30万円 | 100万円   |            |
| 4   | 空き家購入等支援事業<br>(工事費30万円以上～)                         | 補助率          | 50%  |   |            |
|     |  | 限度額          | 50万円 |   |            |
| 5   | 住宅診断支援事業   | 補助率          | 100% |   |            |
|     |  | 限度額          | 10万円 |   |            |
| 6   | 耐震改修支援事業<br>(工事費30万円以上～)                           | 補助率          | 15%  |   |            |
|     |  | 限度額          | 80万円 |   |            |
| 加算  | 下水道新規加入分【※5】                                       | 一律 10万円      |      |   |            |

(注1) 「1」「2」「3」「4」「6」の事業については、同一年度内か否かに関わらず重複して申請(利用)できません。

(注2) 令和7年度以降に事業を利用した方は、限度額設定等により申請が制限されます。

(詳細については、交付要綱等でご確認ください。)

≪用語の定義≫

※1 子育て世帯

申請日において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯又は18歳以下までの子供を扶養している世帯をいう。

※2 支え合い世帯

実績報告日において、高齢者等(65歳以上又は要介護認定を受けた者)と40歳未満の子等が同居、又は同一敷地内で生活する世帯をいう。

※3 移住世帯

八峰町以外の市区町村から定住の意思をもって、令和8年4月1日以降に転入した世帯をいう。

※4 多子世帯

申請日において、18歳以下の子供3人以上と同居している親子世帯をいう。

※5 下水道新規加入分

「2.省エネルギー事業」「3.リフォーム支援事業」「4.空き家購入等支援事業」「6.耐震改修支援事業」の工事等に併せて、新規に下水道に加入した場合の加算分をいう。

※6 省エネルギー

屋根・外壁への断熱材追加や、既存給湯器をエコ給湯へ取り換える等、省エネルギー効果のある改修・取替えなどを行うことをいう。



町では、自然災害などによる空家やブロック塀等の倒壊、倒木等を未然に防ぐため、危険な構造物の除却や改修工事、危険な樹木の伐採等に対して補助金を交付します。

|  |
|--|
| <p><b>◎補助対象者</b></p> <p>1. 共通事項</p> <p>(1) 個人が所有するもの</p> <p>(2) 町税等の滞納がない方（同一世帯に属する者を含む。）</p> <p>2. 『危険な空家等除却事業』</p> <p>(1) 補助対象物の登記事項証明書等に所有者として記録されている方、又はその相続人</p> <p>(2) (1)より委任を受けた者</p> <p>3. 『危険なブロック塀等除却等事業』『危険な樹木伐採事業』 共通</p> <p>(1) 補助対象物の所有者、又はその相続人(2)(1)より委任を受けた者</p> |
|--|

|   |
|---|
| <p><b>◎補助対象物</b></p> <p>1. 『危険な空家等除却事業』（危険な空家等）</p> <p>(1) 条例第8条第1項の規定による指導、又は助言を受けていること。若しくは、指導、又は助言の必要なもの</p> <p>(2) 床面積が20平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないこと。</p> <p>(4) 所有者等が故意に破損させた空き家でないこと。</p> <p>(5) 「空家危険度調査票」の採点の合計が40点以上であること、若しくは昭和56年以前の建物で「空家等実態調査・外観調査票」の総合評価がA、又はB以外であること。</p> <p>2. 『危険なブロック塀等除却等事業』（危険なブロック塀等）</p> <p>(1) 道路等や児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。</p> <p>(2) 安全性が確認できないブロック塀等であること。（町の調査により、除却等の指導が必要なもの）</p> <p>(3) 撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。</p> <p>3. 『危険な樹木伐採事業』（危険な樹木）</p> <p>(1) 強風等により倒木した場合に危険となる道路等や児童利用施設等、住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。</p> <p>(2) 直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。</p> |
|---|

|  |
|--|
| <p><b>◎補助対象経費 ※「経費」とは消費税込の金額をいう。</b></p> <p>1. 共通事項</p> <p>(1) 補助対象者が発注する補助対象物の工事等であること。</p> <p>(2) 建設業法許可業者等が請け負う工事等であること。</p> <p>(3) 八峰町登録業者(※)が請け負う工事等であること。</p> <p>(4) 交付決定後に着手し、申請年度内に実績報告が可能な工事等であること。</p> <p>※「八峰町登録業者」とは…。</p> <p>八峰町に一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された業者、又は小規模修繕等登録業者のことです。</p> <p>2. 『危険なブロック塀等除却等事業』</p> <p>(1) ブロック塀等の解体処分等に係る工事等であること。</p> <p>(2) 除却後、再設置する場合において、安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。</p> <p>3. 『危険な樹木伐採支援事業』</p> <p>(1) 伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。</p> <p>ただし、次に掲げる経費等については補助対象としません。</p> <p>(1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象になっている場合</p> <p>(2) 建て替え、及び土地を売買するための工事等である場合</p> <p>(3) 補助金の交付が適当でないと思われる場合</p> |
|--|

|   |
|---|
| <p><b>◎申請に必要な書類（手続き）</b></p> <p>八峰町安全安心なまちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>◀添付書類▶</p> <p>～必ず提出が必要な書類～</p> <p>(1) 請負契約書、又は請書の写し</p> <p>(2) (1)の内訳書</p> <p>(3) 実施箇所図（住宅地図等の写し）</p> <p>(4) 現況写真</p> <p>～該当する場合に、提出が必要な書類～</p> <p>(5) 条例第8条第1項により通知された改善指導書の写し（『危険なブロック塀等除却等事業』『危険な樹木伐採事業』の場合は不要）</p> <p>(6) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本</p> <p>(7) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状</p> <p>(8) 登記事項証明書等（『危険なブロック塀等除却等事業』『危険な樹木伐採事業』の場合は不要）</p> <p>(9) 補助対象工事を行う八峰町登録業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し（『危険な樹木伐採事業』の場合は不要）</p> <p>(10) 従前の除却補助金の交付を受けている場合は、八峰町空家除却推進事業補助金交付額確定通知書の写し</p> <p>(11) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類</p> |
|---|

|  |
|--|
| <p><b>◎申請回数に関する制限</b></p> <p>1. 共通事項</p> <p>(1) 補助金の交付申請回数については、それぞれの支援事業ごとに定められた限度額内であれば、複数回にわけて申請することが可能です。ただし、各支援事業の合計額の上限額は50万円です。</p> |
|--|

|   |
|---|
| <p><b>◎申請書の提出先等</b></p> <p>《提出先》防災町民課まで持参してください。（郵送不可）</p> <p>《提出者》申請者のほか、施工業者等による代行申請も可能です。（委任状不要）</p> <p>《受付期間》令和8年4月1日～翌年2月末</p> <p>《受付時間》月曜日から金曜日の8時30分～17時15分（土日祝日を除く）</p> |
|---|

|  |
|--|
| <p><b>◎問合せ先（担当課）</b></p> <p>〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地</p> <p>八峰町役場 防災町民課</p> <p>TEL 0185-76-4666 FAX 0185-76-2113</p> <p>mail bosai@town.happou.akita.jp</p> |
|--|

|                 | 危険な空家等（※1）  | 危険なブロック塀等   | 危険な樹木  |
|-----------------|---|---|--|
| <b>補助対象物の定義</b> | <p>○個人が所有するもの</p> <p>○町から指導等（※2）を受けていること。もしくは、指導等の必要なもの。</p> <p>○町内に存し、1年以上使用のない状態にあること。</p> <p>○床面積が20平方メートル以上であること。</p> <p>○所有権を除く物権または賃借権が設定されていないこと。</p> <p>○所有者等が故意に破損させた空家等でないこと。</p> | <p>○道路・児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。</p> <p>○安全性が確認できないブロック塀等であること。</p> <p>○撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。</p> | <p>○強風等により倒木した場合に危険となる道路・児童利用施設・住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。</p> <p>○直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。</p> |
| <b>補助対象者</b>    | <p>○町税等の滞納がない方</p> <p>(1) 補助対象物の登記事項証明書に所有者として記録されている方、またはその相続人</p> <p>(2) (1)より委任をうけた方</p>   | <p>(1) 補助対象物の所有者、またはその相続人</p> <p>(2) (1)より委任をうけた方</p>   |  |
| <b>補助対象工事</b>   | <p>○建設業法許可業者等（※3）が請け負う工事等であること。</p> <p>○八峰町登録業者（※4）が請け負う工事等であること。</p> <p>○補助対象者が発注する危険な空家の除却工事であること。</p>  | <p>○補助対象者が発注する危険なブロック塀等の除却・改修工事であること。</p> <p>○（再設置する場合）関係法令の基準を満たす安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。</p>                             | <p>○補助対象者が発注する危険木の伐採作業であること。</p> <p>○伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。</p>                               |
| <b>補助金額等</b>    | <p>○対象工事費×1/2（上限：500,000円）（※5）</p>  | <p>○対象工事費×1/2（上限：300,000円）</p>  | <p>○対象工事費×1/2（上限：200,000円）</p>   |
| <b>申請等に関して</b>  | <p>併用可能（それぞれの支援事業を利用することができます。）</p> <p>○申請：複数回可</p> <p>限度額に達するまでは、複数回に分けて申請することが可能です。</p>   |   |  |

※支援事業の合計の上限額が50万円です。

- 重要
- 《用語の定義》
- (※1) 空家等  
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条に定義する空家等。
  - (※2) 指導等  
八峰町空き家等適正管理に関する条例第8条の規定に基づく指導又助言のことをいう。
  - (※3) 建設業法許可業者等  
建設業法別表に掲げる土木工事業、建築工事業もしくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた者をいう。
  - (※4) 八峰町登録業者  
八峰町に一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された者、または小規模修繕等登録業者をいう。
  - (※5) 過去に、八峰町空家除却推進事業（平成26年度～平成30年度）の交付を受けている場合は、50万円から当該部分を減じた額が補助金の上限額となる。

予算がなくなり次第、終了します。

=詳細については、防災町民課0185-76-4666にお問い合わせいただくか、交付要綱によりご確認ください=

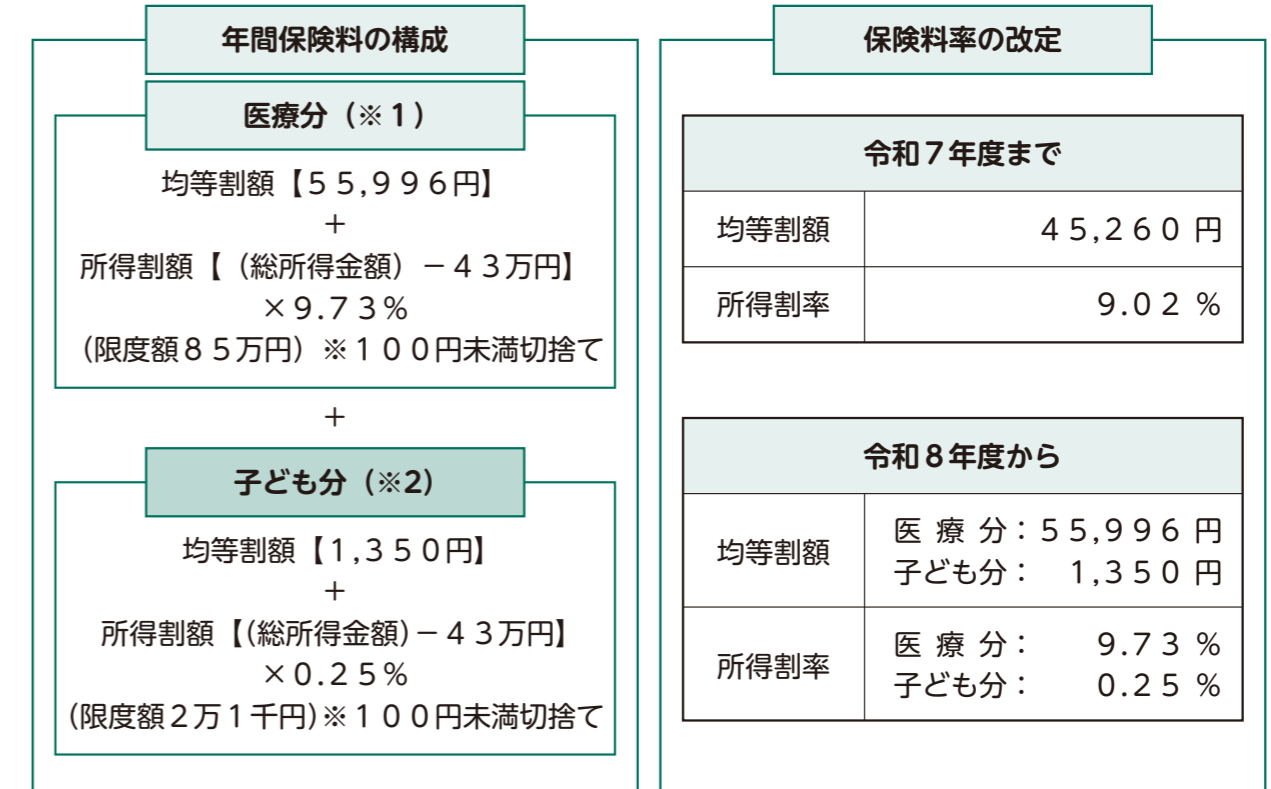


## 福祉保健課からのお知らせ

### 令和8年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和8年度から保険料率に変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

改定後の保険料率に基づく保険料額は、令和8年7月中旬頃に通知する予定です。



※1 従来の後期高齢者医療保険負担分を「医療分」と表記しています。

※2 子ども・子育て支援納付金分を「子ども分」と表記しています。

### 均等割額の軽減措置

| 世帯主及び被保険者の総所得金額等<br>が下記の基準を超えない世帯        | 軽減割合                    | 均等割額                       | 令和7年度との差額                 |
|--|-------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円               | 医療分7.2割<br>※1<br>子ども分7割 | 医療分：15,678円<br>子ども分：405円   | 医療分：2,100円<br>子ども分：405円   |
| 43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円+31万円×世帯の被保険者数 | 5割                      | 医療分：27,998円<br>子ども分：675円   | 医療分：5,368円<br>子ども分：675円   |
| 43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円+57万円×世帯の被保険者数 | 5割                      | 医療分：44,796円<br>子ども分：1,080円 | 医療分：8,588円<br>子ども分：1,080円 |

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。

▶ 一定の給与所得者（給与収入55万円超）

▶ 公的年金等に係る所得を有する方

（公的年金等の収入金額が、65歳未満で660万円超または65歳以上で125万円超）

※1 令和8・9年度は特例として医療分の7割軽減を7.2割軽減とします。

### 令和8年度保険料の算出例

#### （例1）単独世帯で被保険者が年金収入のみの場合

| 年金収入額                     | 例1-1<br>100万円 |      | 例1-2<br>200万円 |        | 例1-3<br>300万円 |        |
|---------------------------|---------------|------|---------------|--------|---------------|--------|
|                           | 医療分           | 子ども分 | 医療分           | 子ども分   | 医療分           | 子ども分   |
| 均等割額①                     | 15,678円       | 405円 | 44,796円       | 1,080円 | 55,996円       | 1,350円 |
| 所得割額②                     | 0円            | 0円   | 45,731円       | 1,175円 | 143,031円      | 3,675円 |
| 年間保険料③（①+②）<br>※100円未満切捨て | 15,600円       | 400円 | 90,500円       | 2,200円 | 199,000円      | 5,000円 |
| 年間保険料合計<br>（③医療分+子ども分）    | 16,000円       |      | 92,700円       |        | 204,000円      |        |

#### （例2）夫婦2人世帯（どちらも被保険者）で年金収入のみの場合

| 対象者                       | 例2-1           |              |                |              |
|---------------------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
|                           | 夫              |              | 妻              |              |
| 年金収入額                     | 160万円          |              | 140万円          |              |
| 均等割額①                     | 医療分<br>15,678円 | 子ども分<br>405円 | 医療分<br>15,678円 | 子ども分<br>405円 |
| 所得割額②                     | 医療分<br>6,811円  | 子ども分<br>175円 | 医療分<br>0円      | 子ども分<br>0円   |
| 年間保険料③（①+②）<br>※100円未満切捨て | 医療分<br>22,400円 | 子ども分<br>500円 | 医療分<br>15,600円 | 子ども分<br>400円 |
| 年間保険料合計<br>（③医療分+子ども分）    | 22,900円        |              | 16,000円        |              |

### 保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

医療費の急増などが原因で、保険料は年々増加傾向にあります。

健康で安心な医療制度運営のため、ご理解とご協力をなにとぞよろしくお願いいたします。

なお、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

■問合せ先 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155  
総務課 ☎018-838-0610

### 子ども・子育て支援金制度について

国により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。

子ども・子育て支援金制度は、全世代から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただき、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

皆様から拠出いただく支援金は、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」などの子どもや子育て世帯を支援する事業に充てられます。

子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせは、こども家庭庁コールセンターで受け付けています。

■問合せ先 こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272  
（受付時間：平日9時から18時まで）



## 福祉保健課からのお知らせ

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和8年度  
国民年金保険料額

令和8年4月分から令和9年3月分までの国民年金保険料は、  
月額17,920円です。保険料は様々なお支払い方法に対応しています。  
また、まとめて前払い（前納）すると割引が適用されるのでおトクです。

(参考) 令和8年度 国民年金保険料 納付額早見表

単位：円

| 払い方の種類          | 毎月納付   |     | 当月末振替<br>(早割) |     | 6カ月前納   |       | 1年前納    |       | 2年前納    |        |
|-----------------|--------|-----|---------------|-----|---------|-------|---------|-------|---------|--------|
|                 | 金額     | 割引額 | 金額            | 割引額 | 金額      | 割引額   | 金額      | 割引額   | 金額      | 割引額    |
| 納付書<br>クレジットカード | 17,920 | -   | -             | -   | 106,650 | 870   | 211,220 | 3,820 | 418,510 | 16,010 |
| 口座振替            | -      | -   | 17,860        | 60  | 106,300 | 1,220 | 210,530 | 4,510 | 417,150 | 17,370 |

#### 納付督促について

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書による納付督促を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間などにも行っています）。

※民間事業者の担当者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付義務を負う配偶者および世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

#### 保険料の「免除制度」があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除・納付猶予される制度があります（過去2年までさかのぼって免除申請ができます）。

■免除（全額免除・一部免除）申請 ■納付猶予申請 ■学生納付特例申請

- 申請窓口は役場もしくは年金事務所です。詳しくは役場福祉保健課へお問合せください。
- スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用して電子申請もできます。

■問合せ先 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490  
福祉保健課 ☎76-4608

### 就職・退職した際の健康保険の切り替え手続きについて

#### 就職したとき

|                      |  |
|----------------------|--|
| 国民健康保険の脱退<br>(加入者のみ) | 国民健康保険に加入していた方が、就職して職場の健康保険に加入した場合、脱退の手続きが必要です。  |
| 脱退に必要なもの             | 脱退する方全員の国民健康保険被保険者証または国民健康保険資格確認書、脱退する方全員の新しい資格確認書、世帯主および脱退する方全員のマイナンバーカード、手続きされる方の身分証明書 |

#### 退職したとき

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 国民健康保険の加入<br>(被用者保険に加入した方以外)    | 社会保険や共済組合などに加入していた方が退職により資格を喪失し、他の職場の健康保険（任意継続を含む）に加入しない場合は、国民健康保険の加入手続きが必要です。  |
| 加入に必要なもの                        | <b>本人のみ加入の場合：</b> 「離職票」「資格喪失証明書」等の資格喪失日が記載されたものと、世帯主および加入する方のマイナンバーカード、手続きされる方の身分証明書<br><b>本人と家族が加入の場合：</b> 本人と家族の喪失内容が記載された「資格喪失証明書」と世帯主および加入する方全員のマイナンバーカード、手続きされる方の身分証明書 |
| 退職した職場の健康保険に最大2年加入できる任意継続制度の手続き | <b>町ではできない手続きです。</b><br>手続きや保険料については各保険事務局にお問い合わせください。<br>健康保険の被保険者期間が継続して2カ月以上あり、退職の翌日から20日以内に手続きをすれば、その後継続して2年間は、任意継続被保険者として退職後も同一の健康保険に加入する事ができます。                       |

## ニッコケタクシー

介護タクシー

能代の病院を受診の際は、**どなたでも** 付き添いも  
ぜひ、安全安心ニッコケをご利用ください。(有料)

090-2366-2525

### 町内の移動に! 八峰町デマンド型乗合有償運送

ご自身の都合に合わせた時間に利用できます。町内の買い物や通院などに、幅広く利用されています。自宅まで迎えに来ます。  
【運賃】400円(マイナンバーカード提示で100円割引)  
【運行日時】月曜日～金曜日 8:30～17:00  
【予約・お問合せ】☎090-5000-2372



#### 5月の住宅相談日

5月11日(月)

峰栄館1F  
午前9:00～12:00  
相談料は500円です



お困りごとを安心に  
後藤徳行建築設計事務所 090-5843-1835

俺の姿を見てくれ  
誰も俺の存在には気づかないが  
今日も俺はじっと頑張っている。そう、俺は「境界」。  
行き交う人々の姿を見ながら、人様の権利をしっかりと見守る  
暑かろうが寒かろうが、与えられたポジションから  
「絶対に離れない」こと。「決して動かない」こと。  
それが俺の使命。

境界は「近隣との「和」の証」  
土地家屋調査士  
コニシ登記測量事務所  
〒016-0862 秋田県能代市寿域長根48番地181 電話 0185-74-9027 FAX 0185-74-9029

## 大館能代空港の利用で片道2,000円助成!

町では大館能代空港の利用促進を図るため、予算の範囲内で航空運賃の一部を助成します。

### 大館能代 → 羽田(東京)

| 便名    | 出発    | 到着    |
|-------|-------|-------|
| NH720 | 10:50 | 12:10 |
| NH722 | 14:45 | 16:05 |
| NH724 | 18:45 | 20:05 |



※運行時刻等、詳細は航空会社のWEBでご確認ください。

**【助成金額】** 大館能代-羽田 (片道) 大人・小児2,000円 (往復4,000円)

**【対象者】** 搭乗する日において次のいずれかに該当する方。

町内に住所を有する方、町内に所在する事業所(社員が利用した場合、事業所に対して交付)、町内に扶養者を有する学生、町内小中学校の修学旅行。

**【申請手続】** 大館能代空港、役場商工観光課、町ホームページにある専用申請書にて、**搭乗後30日以内に、搭乗証明書または搭乗券と、搭乗者全員の身分証明書を添付してください。**

※搭乗証明書は、ANA公式サイトで発行できます。

※搭乗証明書の発行には、9桁の確認番号が必要です。必ず「確認番号」を保管してください。

**【対象外商品】** 団体割引運賃、いっしょにマイル割(ANAマイレージクラブ会員本人)、その他例(GT)(AE00)(IM)(PA00/\* \*00)  
ご不明な場合はお問い合わせください。

**【その他】** 次の場合は対象外となります。

公務員の公費による出張、他の助成を利用する場合、搭乗者名の無い搭乗券。



八峰町ホームページ

■問合せ・申請先 商工観光課 商工係 ☎76-4605

〒018-2502 八峰町峰浜目名湯字目長田118番地

## 祝・100歳

### 町長から寿詞が手渡されました

4月1日、櫻田カズさん(本館)が満100歳を迎えられました。この日は、堀内町長が自宅を訪れ、寿詞と祝い金が手渡されました。

櫻田さんは利用しているデイサービスでの交流を生きがいに、自宅でも体調に合わせて家事に取り組むなど、充実した毎日を送っているそうです。

これからもお元気にお過ごしください。



防災町民課  
からの  
お知らせ

## 戸籍に振り仮名が記載されます 令和8年5月25日までに再度ご確認を!

令和7年5月26日の法改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。八峰町に本籍がある方に対し、令和7年8月中旬頃に、戸籍に記載する予定の振り仮名をハガキで通知しております。

通知された振り仮名が正しい場合は、届出をする必要はなく、その振り仮名が自動的に戸籍に記載されます。

●通知された振り仮名が誤っている場合は、必ず届出が必要です。

誤った振り仮名が戸籍に記載されてしまうと、変更するために家庭裁判所の許可が必要となります。通知された振り仮名が誤っている場合は、**令和8年5月25日(月)までに必ず届出を**してください。

ハガキを紛失してしまった場合など、通知された振り仮名が分からないときは、役場町民サービス係の窓口で本人確認をしたのち、口頭でお伝えすることも可能です。

※氏の振り仮名の届出が出来るのは戸籍の筆頭者のみです。

※名の振り仮名の届出が出来るのは原則本人のみです。

●マイナポータルでもオンライン届出ができます。

マイナポータルでのオンライン届出も**令和8年5月25日(月)17時まで**です。

不明な点がありましたら、法務省HPをご覧になるか、下記までお問い合わせください。



法務省  
ホームページ

■問合せ先 防災町民課 町民サービス係 ☎76-4614

ゆずりは



能代市追分町

## 不要品整理回収 丸ごとお任せ!

遺品整理

空き家整理

要不要品整理

粗大ごみ分別処分

遺品整理士女性スタッフが  
お見積り~作業まで親切丁寧に  
対応させていただきます。

明瞭会計・分別不要

まずはお電話ください

ゆずりは 080-3346-5822(大塚)  
090-4468-8461(鈴木)

【遺品整理士(地区統括会員認定IS48757号)】  
【古物商第231050001082号秋田県公安】  
【遺品整理士(認定IS49491号)】



遺品・不用品整理サービス

## 八峰花火フェス2026 ～生駒里奈さんスペシャルトークショー質問募集～

今年3回目を迎える「八峰花火フェス2026」（8月11日開催）で、町誕生20周年を記念したスペシャルトークショーを開催する予定です。ゲストには、元乃木坂46メンバーで、現在は俳優として活躍する生駒里奈さんをお招きします。

トークショーで聞いてみたいことや、取り上げてほしい話題などについて、ご意見を募集します。皆さまからいただいたご意見を参考に、企画を進めますので、ご意見をお寄せください。



### □応募方法

- ・メール：shokokanko@town.happou.akita.jp
- ・FAX：0185-76-2203
- ・役場商工観光課へ郵送および持参
- ・Googleフォーム（右記QRより）



応募締切：令和8年5月15日（金）

### □応募内容

- ①氏名（ペンネームも可）
  - ②年齢（任意）
  - ③質問・聞いてみたいこと
- ※メールやFAX、持参の場合の、応募様式は自由です。

## 五能線全線開通90周年「手を振ろうキャンペーン」について

秋田県の東能代駅と青森県の川部駅を結ぶ五能線は、2026年7月30日（木）に全線開通90周年を迎えます。これを記念し、沿線から列車を見かけた際に、列車へ手を振ってお祝いする「手を振ろうキャンペーン」を実施します。沿線の皆さまにご参加いただき、地域全体でこの節目の年を盛り上げたいと考えております。

ご家族や地域の皆さまと一緒に、列車への温かいエールをお寄せください。



## 観光デジタルパンフレットが完成しました！

観光客や町民の利便性向上のため、町の観光パンフレットがデジタルになりました。

ハタハタ館や道の駅、ポンポコ山公園などの観光拠点にあるQRコードを読み取ってご利用ください。

できること  
観光デジタルパンフレットで

- ✓QRコードで利用可能
  - ・アプリのインストール不要
- ✓QRマップで位置を確認
  - ・GPS連動で自分のおすすめスポットが分かる
- ✓多言語表示
  - ・日本語、英語、中国(繁体、簡体)、韓国語に対応
  - ・読み上げも可能
- ✓オフラインで利用できる
  - ・初回通信と外部リンク以外は、通信なしで利用可



■問合せ先 商工観光課 ☎76-4605

## 商工観光課からのお知らせ

### ハタハタ館にトレーニングルームがオープンしました！

4月1日から、八森いさりび温泉ハタハタ館にトレーニングルームがオープンしました。健康づくりや体力づくりの場として、お気軽にご利用ください。



|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| ○利用料金 | 一般：100円（中学生以上）<br>小学生：50円（小学生以下） |
| ○利用時間 | 2時間                              |
| ○その他  | 入浴者および宿泊者は無料。<br>シューズを持参してください。  |

■問合せ先 ハタハタ館 ☎77-2770

### ポンポコ山公園バンガロー村がリニューアル！

4月1日から、ポンポコ山公園のバンガロー4棟がリニューアルオープンしました。2段ベッドやシャワー室をリフォームしたほか、家具や家電も新しくなりました。

家族旅行やビジネス利用などで、お気軽にご利用ください。

- IN/チェックイン…15時～17時
- OUT/チェックアウト…8時30分～10時

|                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| ○1棟1泊/5人まで<br>(大人、小学生以上) | 3月～10月/15,000円<br>11月～2月/13,000円 |
| ○1棟1泊/1人の場合(大人)          | 4月～3月/7,500円                     |
| ○1棟休憩/1時間<br>(9時～17時)    | 1,500円                           |

■問合せ先 八峰町観光協会 ☎76-4100



### ポンポコ山公園・中央公園に新たな遊具が導入されました！

ポンポコ山公園と中央公園（中浜）に、遊具を新設しました。乳幼児向け遊具やスペースが増えたほか、児童向け遊具も充実していますので、ぜひご利用ください。

※遊具設置には、町内風力発電の利益の一部（e.CYCLE HAPPO）を活用しています。



令和8年度補助制度のお知らせ

八峰町でチャレンジする事業者を応援します！

町では、町内で事業を行っている事業者や、新たな事業にチャレンジする事業者を応援するため、さまざまな補助制度を実施しています。また、就労している方や求職している方、学生の就業機会を広げるための支援も行っていますので、ぜひご活用ください。

C商品の開発やリニューアル・PRしたい（商品開発・販路拡大支援）

○八峰町地域資源活用商品開発等支援補助金（法人・個人）

対象 地域資源（地場産品）を活用した新商品の開発、既存商品改良、宣伝・販路開拓  
対象経費・補助率・限度額 試作材料費、パッケージデザイン費、外注費等、看板、のぼり等販促グッズ作成費、展示会等参加費（ブース代・旅費等） 対象経費の1/2（上限10万円）



ECサイトを作成



新たに梨ジュース  
梨ジャムを開発

D資格を取得しキャリアアップしたい（資格取得支援）

○八峰町資格取得支援事業（個人・事業所）

対象 八峰町に住所を有する方、従業員等の資格取得にかかる費用を負担した事業所  
対象経費・補助率・限度額 国家資格・検定等（普通自動車免許は除く）資格取得に必須となる講習等の受講料、受験料、登録料 対象経費の1/2（上限 個人10万円、事業所20万円）



介護福祉士



クレーン運転



農薬散布ドローン操作



調理師

●A～Cについて

申込期間 前期：4月1日（水）～5月8日（金）必着  
後期：10月1日（木）～10月30日（金）必着  
補助金額 予算の都合により、補助金額を調整する場合があります。

●Dについて

申込期間 随時受付をしています。  
対象期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日に取得した資格等が対象です。

◎詳細につきましては、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。  
また、ご不明の点は商工観光課までお問い合わせください。

■問合せ先 商工観光課 76-4605

A新たな事業を始めたい（創業支援・新規事業支援）

○八峰町雇用創出支援事業（法人・個人）

対象 新規事業開始（創業）に取り組み、町民1名以上を常用雇用して行われる事業

対象経費・補助率・限度額

- ①雇用奨励費 常用労働者の賃金 1名30万円（3名まで2年間）
- ②創業支援費 創業に要する初期費用 対象経費の1/2（上限100万円）



熱調理機器の導入で受注増に対応



再オープンのために敷地内の樹木を剪定

B新たな設備を導入したい（設備投資支援）

○八峰町生産性向上等支援補助金（法人・個人）

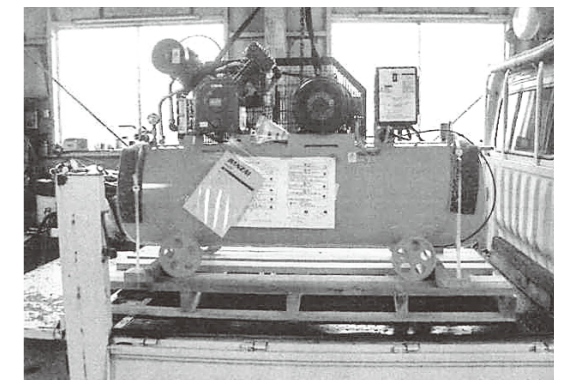
対象 生産性を向上させる設備・機械の導入

対象経費・補助率・限度額

- ①新分野参入・新商品生産のための設備・機械 対象経費の 30%（上限100万円）
- ②既存事業強化のための設備・機械 対象経費の 15%（上限 30万円）



貨物自動車の導入で作業効率を向上



エアークOMPRESSOR導入で  
作業を迅速かつ正確に

令和8年度 八峰町結婚新生活支援事業

# 新婚さんの新生活を 応援します！

## ＼最大60万円補助！／

町では、結婚を機に新生活を始める新婚世帯を応援するため、  
住宅購入費や賃貸物件の家賃、引越費用、リフォーム費用の一部  
を補助します。

### 対象世帯

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、かつ、婚姻日に夫婦とも39歳以下の次の要件をすべて満たす世帯。

- ・対象となる住居が町内にあり、居住していること。
- ・夫婦の所得を合算した世帯所得が500万円未満であること。(申請時に提出できる最新の所得証明書)  
※貸与型奨学金の返済をしている場合、年間返済額を控除した額を世帯所得とする。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

### 対象費用

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に、結婚を機に新たに物件を購入・リフォーム、賃借する際に要した費用のほか、引越しに係る実費等。

### 補助限度額

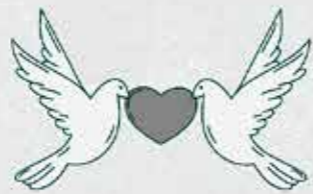
1世帯当たり30万円とする。  
夫婦ともに29歳以下の場合は、60万円を上限とする。

— 問い合わせ先 —

八峰町 企画政策課

☎ 0185-76-4603

✉ kikaku@town.happou.akita.jp



申請書はこちらから

## 「地域の元気づくり」に取り組む 団体と個人を応援します!!!

### 八峰町地域の元気づくり活動支援事業

#### 1 補助対象事業

- (1) 町民に生きがいをもたらす元気を与える事業
  - (2) 地域にまつわる伝統文化の継承・復興等に関する事業
- ※補助金の交付を受けることができる事業は、1年度につき1団体(個人)あたり1事業までです。

#### 2 補助対象者

- ・町内に在住、在学、または在勤の者で構成され、町内に活動拠点  
を有する自治会を除く団体および個人
- ・政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体および個人

#### 3 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

#### 4 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理および更新に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費 等

#### 5 補助金額

補助対象経費の10/10、または10万円のいずれか低い方の額。(1,000円未満切り捨て)

#### 6 応募期限

令和9年1月29日(金) ※要件を満たす申請であれば、予算の範囲内で交付決定します。



ちびっこday!

— お早めに担当までご相談をお願いします —

## 結婚のサポートをしてくれた方に報償金を交付します!

町では、独身男女の結婚の仲立ちをした方に対して、報償金を交付する「八峰町縁結び人成果報償金制度」を始めます!八峰町縁結び人に登録しませんか?

#### (1)登録条件

- 継続的に仲介活動を行う方で、次の条件を満たす方。
- ・町内に住所を有すること
  - ・既婚者であること
  - ※県に登録している結婚サポーターも登録対象

#### (2)報奨金

仲介活動の結果として、男女が結婚した際に、縁結び人に報奨金を支給します。

##### ①金額

成婚1組につき

結婚サポーター登録者：20,000円 縁結び人登録者：10,000円

##### ②支給条件

- ・仲介活動の結果として成婚したこと (申請時に夫婦両名から署名必要)
- ・結婚した夫婦がともに八峰町内に居住していること
- ・仲人の三親等以内の親族の結婚は対象外

※その他詳細は、お問い合わせください。



#### ■問合せ先

企画政策課 企画係 〒018-2502 八峰町峰浜目名淵字目長田118番地  
☎76-4603 FAX76-2113 メールkikaku@town.happou.akita.jp

# 社会教育施設統合に向けた ワークショップのメンバーを募集します

町教育委員会では、将来的に社会教育施設を統合することを想定しており、「どのような施設が望ましいのか」を話し合うワークショップを開催することになりました。

ワークショップは下記のスケジュールでの開催を予定しています。開催はいずれも平日の午後の時間帯です。

- <第1回>令和8年5月下旬～6月上旬
- <第2回>令和8年8月下旬～9月上旬
- <第3回>令和8年11月下旬～12月上旬
- <第4回>令和9年2月下旬～3月上旬

ワークショップメンバーに応募される方は、下記の条件をご確認いただき、下記のURLへのアクセス、またはQRコードをスマートフォン等で読み取って必要事項を記入し、応募してください。

- 公募人数 4名（他、関係団体代表等を含め全体で20人の予定です）
- 応募資格 次のすべての要件を満たす方
  - ①八峰町に住んでいる方
  - ②町議会議員及び町職員でない方
  - ③ワークショップに3回以上参加できる見込みのある方
- 謝 礼 町条例等に準じて支給します
- 選考方法 申込みいただいた内容を事務局（生涯学習課）で審査します。選考の結果は申込者全員に通知します
- 申込期間 令和8年4月27日（月）～5月8日（金）
- お問い合わせ 八峰町教育委員会生涯学習課  
☎77-3700（ファガス内）

公募フォーム

URL <https://forms.gle/eT4qyPoWA5C8hovx8>



## 企画政策課からのお知らせ

子育て世代ミーティングを開催しました

# 八峰町の子育て支援

令和7年度に、子育て世代の皆さんと町長とのミーティングを行いました。そこで出た意見を反映した現時点での取り組みについてまとめました。



## 📢 遊具を充実

●みなさんの声  
乳幼児が遊べる場所が欲しい。  
中央公園に遊具が欲しい。

ポンポコ山公園パークセンター内に、乳幼児が遊べる遊具を新設しました。  
中央公園に、滑り台などの遊具を新設しました。



（16ページ参照）

## 📢 病児保育について

●みなさんの声  
町内に病児保育施設が欲しい。  
小学生でも使えるようにしてほしい。

様々な壁があり、町内に病児保育施設を整備することは現時点ではできませんでしたが、ジェイコー秋田病院に加え、平野医院で小学生でも利用できるようになりました。



## ● そのほか ●



誕生祝い金が拡充されました。第1子10万円、第2子30万円、第3子以降50万円

子ども園に持っていくおむつには記名がいらなくなりました！

外を歩けないときは、ハタハタ館のウォーキングマシンをご利用ください！

coming soon

そのほかに頂いた意見についても、どのような取り組みができるか検討していますので、随時お知らせします。



問い合わせ先 eeeeeeee

八峰町企画政策課  
☎76-4603

## 5月病に気を付けましょう

### ●5月病とは

新生活の緊張やストレスが4月に積み重なり、ゴールデンウィークの連休明けにドッと疲れや無気力がでる心身の不調のことです。

### ●心と体が発するSOSサインに気づこう

5月病に限らず、ストレスがたまってくると、心身は適応能力の限界を超え、心や体になんらかの変調や症状が現れてきます。どれも特別な症状ではないため、見逃してしまいがちです。

自分では気がつかないこともあるため、家族や周りの方が気づいてあげることが必要です。

### 五月病の症状



### セルフチェックを行う

自分が頑張りすぎていないか、疲れがたまっていないかをこまめに確認しましょう。

### 適度な運動

ウォーキングやストレッチなど、日常的に体を動かすことで気分転換・リフレッシュを図りましょう。

### 予防のポイント

### 自分への期待を調整する

新しい環境に慣れるには時間がかかります。無理せず、少しずつ慣れていくことを受け入れて、自分へ期待しすぎないようにしてみましょう。

### 周囲のサポートを受ける

調子が悪いと感じたら、家族や友人に話して気持ちを軽くしましょう。

[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/health\\_promotion/column/r07/05/](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/health_promotion/column/r07/05/)より一部抜粋

SOSに気づいたら、早めの対処が必要です。通常5月病は一過性ですが、ストレスをためたままにしておくと、うつ病や心の病気の引き金になってしまうこともあります。まずは十分に休養をとって、心と体を休める事が大切です。もし、不安や焦燥、うつ状態などが強い場合には、専門医（心療内科、精神科）などを受診しましょう。



■問合せ先 福祉保健課 健康推進係 ☎76-4608

## 大森グループよりスポーツ少年団へ寄付金が贈呈されました

4月6日、大森建設株式会社（大森三四郎代表取締役）より八峰町スポーツ少年団本部に寄付金が贈られました。

寄付金は、大森代表より八峰町スポーツ少年団の鈴木洋一本部長に手渡されました。

町内スポーツ少年団の組織強化や活動費に充ててほしいと、平成22年度から贈られているもので、今年度も備品の購入など各団の活動に役立てられます。



## JA秋田やまもとよりRTK基地局が寄贈されました

スマート農業の普及促進と、農作業の負担軽減による地域農業の持続的発展を願い、JA秋田やまもとより町に高精度位置測位（RTK）固定基地局が寄贈されました。

本設備により、自動操舵されるトラクター等で誤差の少ない正確な農作業が可能となります。

詳細は下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

JA秋田やまもと 北部農機センター ☎76-3400



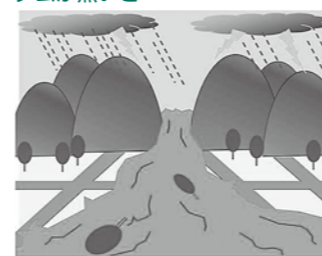
## ダムの役割って何？緊急放流って何？

国や県で管理する多目的ダムは、普段は「利水」として利用する水を貯めて、大雨が降ると「治水」として洪水調節をしています。

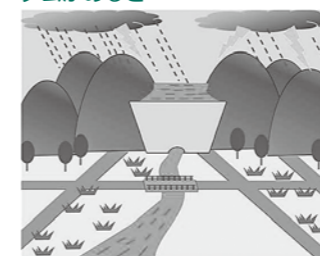
### ①治水【水を調節する】

ダムの周辺で大雨が降った場合、その水が集まってダムに流れ込んで来ます。ダムでは、この水を一時的に集め下流には調節した量を流しています。これを「洪水調節」といいます。

ダムが無いと・・・



ダムがあると・・・

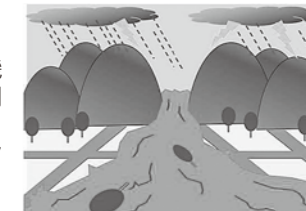


### 異常洪水時防災操作【緊急放流】とは？ （ダムの計画規模を超える洪水となった場合）

異常な豪雨によりたくさんの水がダムに流れ込んできた場合、最初は下流へ流量を調整し影響を最小限にして、みなさんの避難する時間を確保しています。しかし、ダムに貯める量が限界（満杯）に近づいた場合は、降った雨を貯めることなく、そのまま下流に流す【緊急放流】を実施することになります。

【緊急放流】は、ダムに貯めていた水を一気に流すことではありません。

緊急放流前には、関係機関（市町村等）と報道機関にお知らせするとともに、地域の皆さんにはサイレンで情報発信しています。



緊急放流はダムの無い状態になること

### ②利水【水を利用する】

それぞれのダムは、利用目的を決めて水を貯めています。

- 家庭用、工業用の水道に使う  
ダムに貯めた水は、水道水や工業用水として利用しています。
- 農業に利用する（かんがい用水）  
ダムに貯めた水を、田んぼや畑で利用しています。
- 川を守る  
日照りが続くと川の水が少なくなりますが、ダムの貯めた水を一定量流して、川の水質や川に住む生物などの環境保護を行っています。
- 電気を作る  
水を貯めることで落差ができるので、この落差を利用して電気を作っています。



■問合せ先 山本地域振興局建設部 河川整備課 河川砂防・保全チーム ☎52-6104

令和5年7月豪雨では、4ダムで緊急放流を実施しました。その中でも、①旭川ダム（秋田市）、岩見ダム（秋田市）は、過去の実績で、総雨量、貯留量とも第1位、②萩形ダム（上小阿仁村）は、過去の実績で、総雨量第4位であるが、最大流入量が第1位、③水沢ダム（八峰町）は、過去の実績で、総雨量第2位であるが、最大流入量が第1位と、記録的な雨であったことがわかります。



## たむら歯科

院長 田村 誠

〒018-2673 八峰町八森字中家後4番6

TEL:0185-74-6788

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日/祝       |
|-------------|---|---|---|---|---|---|-----------|
| 9:00~12:30  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 12:00まで 休 |
| 14:30~18:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 休 | 休         |

◎お口の健康チェックしませんか？  
予約制です。お電話ください

暮らしの豆知識 **困ったときは相談しよう!**

最近、町内では、高齢者の方からの消費生活相談が増加しています。

電話で健康食品を勧誘され、断ったのに商品が届いた。



事例

「安くなる。」と電話勧誘を受け、自宅のアナログ回線を光回線にする契約を結んだ。結果的に高くなり、自分には不要な契約だと分かった。

このように、商品や契約をめぐり、事業者とトラブルにあった時は、消費生活相談窓口にご相談ください。  
消費生活相談窓口では、問題解決のためのアドバイスをしたり、事業者との交渉のお手伝いをします。  
事業者とトラブルになった時は、少しでも早い相談が解決のカギとなります。  
**困ったときは一人で悩まず、相談してください。**

■八峰町消費生活相談窓口（商工観光課）TEL：0185-76-4605  
E-mail：shokokanko@town.happou.akita.jp

困ったらすぐに相談してね!



**入札結果をお知らせします!!**

町で行った入札において、予定金額が130万円以上のものについて、お知らせします

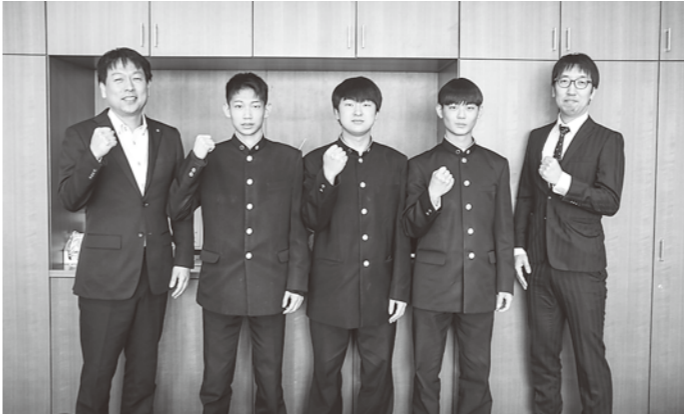
■3月27日入札分

- 八森小学校スクールバス運行業務委託  
契約金額 11,951,500円（落札率 98.14%）  
請負業者 秋北バス㈱
- 峰浜小学校スクールバス運行業務委託  
契約金額 12,751,200円（落札率 98.24%）  
請負業者 第一観光バス㈱
- 八峰中学校スクールバス運行業務委託  
契約金額 54,556,700円（落札率 94.12%）  
請負業者 秋北バス㈱

■3月31日入札分

- 八峰町特定環境保全公共下水道（八森・沢目処理区）包括業務委託  
契約金額 51,839,700円（落札率 74.99%）  
請負業者 ㈱能代広域清掃
- 八峰町農業集落排水（石川他2地区）包括業務委託  
契約金額 16,940,000円（落札率 91.51%）  
請負業者 ㈱能代清掃センター
- 八峰町漁業集落排水（岩館地区）包括業務委託  
契約金額 14,352,800円（落札率 97.20%）  
請負業者 ㈱能代広域清掃

能代松陽高校バドミントン部  
全国大会出場報告



初の全国大会に挑戦する気持ちで臨みました

3月18日、能代松陽高校男子バドミントン部が町長室を訪れ、「令和7年度全国公立高等学校バドミントン研修大会」の出場報告をしました。  
全国大会は、秋の新人戦で県大会3位以内の実績がある公立高校を対象とした大会で、松陽高校は3位という輝かしい成績を残しました。  
3月26日からさいたま市の会場で行われた全国大会では、町内からは今井海里さん、齋藤星碧さん、大高慧大さんが出場しました。

交通安全協会八森地区3支部から  
八森小へ学用品寄贈



学用品が寄贈されました

4月3日、能代地区交通安全協会主催で八森小学校の新1年生に交通安全意識の高揚を目的とした学用品の贈呈が行われました。  
観海、八森、岩館の八森地区3支部の代表が八森小学校を訪れ、山内校長に学用品を手渡しました。  
八森地区の池田支部長は「子どもたちが交通事故に遭わないように学用品を活用してもらいたい。1年生の皆さんの交通安全意識が高まってくれたら良い。」と話しました。

交通安全協会八森支部  
国道のクリーンアップを実施



国道沿いのゴミを拾いました

4月4日、能代地区交通安全協会八森支部（池田忠男支部長）の主催で国道クリーンアップが実施されました。  
この清掃活動は、日頃利用している道路の清掃や運転者のマナー向上及び交通安全の啓発を目的に平成27年から行われています。  
この日は、堀内満也町長、支部役員のほか老人クラブや小中学生、高校生を含む約30名が参加し、八峰消防署周辺から浜田地区までの国道101号の歩道の清掃を行い、20袋分のゴミを拾いました。  
参加者は、会話を楽しみながら活動を行いました。

**ろうきん 八峰町勤労者提携融資制度**  
八峰町とろうきんが提携し、はたらく皆さまの生活を応援します!

|       |      |
|-------|------|
| 生活資金  | 教育資金 |
| 自動車資金 | 福祉資金 |

◆融資についてのお問い合わせ ※融資制度の詳細はこちらから→  
東北労働金庫能代支店 ☎：0185(54)4520（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

**暮らしの難儀事、不動産の困り事ありませんか?**  
遺言書の作成、相続の手続き、官公庁への申請書類、契約書の作成、車のナンバー変更、成年後見の手続き、空家・空地の賃貸や売買、空家の解体などの相談所です。相談は無料ですよ。

●工藤金悦行政書士事務所 携090-3365-8232 ☎77-2670  
●はっぼう宅建紹介 携090-3365-8232 ☎74-6110

エネオスカード ENEOS CARD  
ガソリン代がお得になるドライバーに嬉しいカード!  
あなたに最適なカードを診断します。詳しくはスタッフまで!

ENEOS 峰浜ss 武内商店 株式会社  
秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々144-6 TEL 76-2019



| 日・曜日 | 行事名                       | 場所                                | 時間                                  | 内容  |
|------|---------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---|
| 15 金 | いさりびサロン                   | 漁火の館                              | 午前10:00～<br>正午                      | 対象：岩館第2地区にお住まいの方<br>参加費：1人100円<br>お茶やおいしいお菓子を用意しております。                          |
| 18 月 | カフェチゴキ                    | 漁火の館                              | 午前10:00～<br>正午                      | 対象：岩館第2地区の方 参加費：100円  |
|      | のんき会                      | 沢目駅舎内                             | 午前10:00～<br>午後4:00                  | 心の病を持っている方が情報交換する場です。<br>どなたでもお気軽にお立ち寄りください。                                    |
| 20 水 | 心配ごと相談                    | 八峰町社会福祉協議会                        | 午前9:30～<br>正午                       | 相談をご希望の方は事前にご連絡ください。<br>☎77-3551  |
|      | つばきカフェ                    | 椿自治会館                             | 午後1:30～<br>3:00                     | 対象：椿地区の方 参加費：100円   |
| 22 金 | 強坂カフェ                     | 強坂公民館                             | 午前10:00～<br>正午                      | 対象：強坂地区の方 参加費：100円  |
| 24 日 | マイナンバー日<br>曜窓口            | 八峰町役場 防災<br>町民課 町民サー<br>ビス係(③番窓口) | 午前9:00～<br>午後4:00<br>(正午～午後1:00を除く) | マイナンバーカードの申請や受け取り、更新の<br>手続きなど、マイナンバーカードについてお手<br>続きを受け付けています。                  |
| 25 月 | 行政相談                      | 八峰町社会福祉協議会                        | 午前9:30～<br>11:30                    | 担当：山崎典康委員<br>身の周り等で気になることがありましたら、お<br>気軽においでください。                               |
|      | のんき会                      | 沢目駅舎内                             | 午前10:00～<br>午後4:00                  | 心の病を持っている方が情報交換する場です。<br>どなたでもお気軽にお立ち寄りください。                                    |
| 26 火 | 喜楽けんこうク<br>ラブ             | 峰栄館                               | 午後1:30～<br>2:30                     | 内容：バランスボールを使った運動<br>問合せ先：喜楽けんこうクラブ代表<br>小林☎090-2366-9985                        |
| 27 水 | 7か月・1歳児健<br>康相談           | 八森保健セン<br>ター                      | 受付：午前9:30<br>～10:00                 | 対象：R7年9月生～R7年10月生<br>R7年4月生～R7年5月生  |
|      | 心配ごと相談                    | 八峰町社会福祉協議会                        | 午前9:30～<br>正午                       | 相談をご希望の方は事前にご連絡ください。<br>☎77-3551  |
|      | ストレッチポール&ひめ<br>トレエクササイズ教室 | 峰栄館                               | 午後1:30～<br>3:00                     | 運動の苦手な方大歓迎！いつでも体験可！<br>問合せ先：田村 ☎080-1679-4834                                   |
|      | 陽気な第三カフェ                  | 八森第3地蔵<br>堂                       | 午後1:30～<br>3:30                     | 対象：八森第3地区の方 参加費：100円  |
| 28 木 | 人生100年!<br>楽笑塾            | 峰栄館                               | 午前10:00～<br>11:30                   | 内容：有酸素運動、ストレッチ、筋トレ等<br>参加をご希望の方は事前にご連絡ください。<br>☎77-3200                         |
| 29 金 | カフェそばの里                   | 地域生活支援<br>拠点事業所<br>「はっぼう」         | 午前10:00～<br>正午                      | 対象：石川地区の方 参加費：100円  |
| 31 日 | もりのカフェ                    | 椿台コミュニ<br>ティセンター<br>(ぬかもり館)       | 午後1:30～<br>3:30                     | 「ぬかもり館」に集まって「お茶を飲みながらおしゃ<br>べりする」交流の場です。どなたでもお気軽におい<br>でください。「もりのカフェ」ののぼりが目印です。 |
|      | いさりびサロン                   | 漁火の館                              | 午前10:00～<br>正午                      | 対象：岩館第2地区にお住まいの方<br>参加費：1人100円<br>お茶やおいしいお菓子を用意しております。                          |

認知症カフェ…認知症の方やその家族だけでなく、誰でも気軽に参加交流を楽しむ場です。

人生100年！楽笑塾(旧介護予防教室)…フレイル予防体操や講話を行います。

■問合せ先 八峰町地域包括支援センター ☎77-3200

## 5月1日～31日の行事予定

| 日・曜日 | 行事名                       | 場所                                | 時間                                  | 内容  |
|------|---------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---|
| 1 金  | 白滝カフェ                     | 八森多目的集<br>会所                      | 午後1:30～<br>3:30                     | 対象：八森2地区の方 参加費：100円   |
| 6 水  | ストレッチポール&ひめ<br>トレエクササイズ教室 | 峰栄館                               | 午後1:30～<br>3:00                     | 運動の苦手な方大歓迎！いつでも体験可！<br>問合せ先：田村 ☎080-1679-4834                                   |
| 7 木  | 集いの場<br>「カタクリ」            | ファガス<br>「研修室」                     | 午後1:30～<br>3:30                     | 就労や社会参加したいなどいろいろな思いを持<br>つ若者の皆さんに足を運んでほしい場所です。<br>問合せ先：福祉保健課<br>健康推進係【☎76-4608】 |
| 8 金  | ノケゾリカフェ                   | 岩館地区防災コミュ<br>ニティセンター              | 午後1:30～<br>3:30                     | 対象：岩館第1地区の方 参加費：100円  |
| 9 土  | 岩館婦人会古紙<br>回収             | 岩館地区                              | 午前7:30～<br>8:30                     | 対象：ダンボール・新聞紙・雑誌・牛乳パック<br>・アルミ缶  |
| 10 日 | マイナンバー日<br>曜窓口            | 八峰町役場 防災<br>町民課 町民サー<br>ビス係(③番窓口) | 午前9:00～<br>午後4:00<br>(正午～午後1:00を除く) | マイナンバーカードの申請や受け取り、更新の<br>手続きなど、マイナンバーカードについてお手<br>続きを受け付けています。                  |
| 11 月 | のんき会                      | 沢目駅舎内                             | 午前10:00～<br>午後4:00                  | 心の病を持っている方が情報交換する場です。<br>どなたでもお気軽にお立ち寄りください。                                    |
|      | 交流サロン<br>「シーがる」           | ファガス<br>「シーガル」                    | 午後1:30～<br>3:30                     | 陽だまりの会会員がおいしいコーヒー、お茶を<br>準備してお待ちしております。<br>お気軽にお立ち寄りください。                       |
|      | やくしカフェ                    | 八森第1地蔵<br>堂                       | 午後1:30～<br>3:30                     | 対象：八森第1地区の方 参加費：100円  |
| 12 火 | 喜楽けんこうク<br>ラブ             | ファガス                              | 午後1:30～<br>2:30                     | 内容：椅子を使った簡単な体操、筋力トレーニング<br>問合せ先：喜楽けんこうクラブ代表<br>小林 ☎090-2366-9985                |
| 13 水 | 心配ごと相談                    | 八峰町社会福祉協議会                        | 午前9:30～<br>正午                       | 相談をご希望の方は事前にご連絡ください。<br>☎77-3551  |
|      | 岩の子カフェ                    | 旧芹田商店宅                            | 午後1:30～<br>3:30                     | 対象：岩子地区の方 参加費：100円  |
| 14 木 | 行政相談                      | 水沢コミュニ<br>ティセンター                  | 午前9:30～<br>11:30                    | 担当：田村崇子委員<br>身の周り等で気になることがありましたら、お<br>気軽においでください。                               |
|      | 2歳児歯科健康<br>診査             | 八森保健セン<br>ター                      | 受付：午後1:00<br>～1:20                  | 対象：R5年8月生～R6年1月生  |
|      | 人生100年!<br>楽笑塾            | ファガス                              | 午後2:00～<br>3:30                     | 内容：有酸素運動、ストレッチ、筋トレ等<br>参加をご希望の方は事前にご連絡ください。<br>☎77-3200                         |
| 15 金 | うみねこサロン                   | 岩館地区防災<br>コミュニティ<br>センター          | 午前10:00～<br>正午                      | 対象：岩館第1地区の方 参加費：100円<br>お茶を飲みながら、ご近所さんとおしゃべりな<br>どする場です。                        |
|      | カフェぬか森                    | 椿台コミュニ<br>ティセンター<br>(ぬかもり館)       | 午後1:30～<br>3:30                     | 対象：椿台地区の方 参加費：100円  |

●募集・試験

定住促進空き家活用住宅  
入居者募集

**住宅名** 峰12号（八峰町峰浜高野々字真山177-42）  
**間取り** 木造2階建て4LDK  
**家賃** 月 35,000円  
**入居可能日** 5月下旬（予定）～令和14年7月31日  
**応募期間** 5月1日（金）～5月15日（金）午後5時15分  
※内覧をご希望の方は、ご連絡ください。  
**応募条件**  
・町税、使用料等（他市町村税含む）を滞納していない方  
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方  
・八峰町の定住施策に賛同し、写真撮影や動画配信、マスコミ取材等に、ご協力いただける方  
・自治会に加入して、地域活動に参加していただける方  
・秋田県移住定住登録に登録いただける方（県外在住の方のみ）

**選考方法** 応募者多数の場合、子育て世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯または高校生までの子供を扶養している世帯）を優先します。それでも競合する場合は抽選となります。  
**必要書類** 利用申込書様式第4号）、申込者・同居者の住民票の写し、申込者・同居者の所得証明書等、申込者・同居者の納税証明書等、申込みに係る誓約書  
※利用申込書は、企画政策課窓口を設置のほか、ホームページからダウンロードできます。  
**問・申** 企画政策課（☎76-4603）



水回りを中心にリフォーム済みです▼

**町営住宅・地域活性化住宅入居者募集**  
**【随時募集】**  
**町営住宅**  
夕風第2団地B棟2号（平成10年度建築）八峰町八森字八森80番地13

**地域活性化住宅**  
観海団地7号棟（平成4年度建築）八峰町八森字家の後11番地19  
かもめ団地10号棟（平成5年度建築）八峰町八森字岩館塚の台86番地10  
かもめ団地13号棟（平成5年度建築）八峰町八森字岩館塚の台86番地13  
**入居可能日** 申込日から1ヶ月程度を予定  
**応募締切** 令和9年3月31日（水）午後5時15分  
※申込み受付は先着順とします。詳細は町HPに掲載しています。  
**必要書類** 入居許可申請書、入居予定者全員の住民票、最新の所得証明書、納税義務者全員の納税証明書  
※入居許可申請書は、建設課窓口を設置のほか、ホームページからダウンロードできます。  
**その他** 入居資格者および条件あり。原則、入居の際は所得金額1,248,000円を超える連帯保証人が必要です。その他詳細はホームページにてご確認いただくか、直接お問い合わせください。  
**問・申** 建設課 町営住宅担当（☎76-4610）

より行います。  
**受付期間・試験日時・試験会場等詳細**については、決まり次第、当組合ホームページの新着情報欄に掲載する予定です。  
**試験日** 令和8年6月中旬に設定予定の試験期間から日時を選択  
**会場** 全国各地に約200ヶ所あるテストセンターから、希望する会場（秋田県内では秋田市に2ヶ所設置予定）を受験者が選択

ページに掲載予定です。詳しくは、秋田県市町村職員共済組合左記URLをご覧ください。  
<http://www.kyosai-akita.or.jp/>  
**問・申** 秋田県市町村職員共済組合 総務課（☎018-862-5262）

刈払機講習

**開催日** ①6月29日（月）、②30日（火）  
**時間** ①午前9時～午後4時40分、②午前9時～午後12時30分  
**場所** 能代市文化会館  
**対象者** 60歳以上  
**定員** 15人（選考）  
**受講料** 無料  
**内容** 刈払機講習の基本知識や操作技術を実践で学び、全日程を修了した方に「刈払機取扱作業者安全衛生教育修了証」を交付します。  
**問・申** 秋田県シルバー人材センター連合会（☎018-888-4680）

●イベント

八峰町オープンゴルフ大会開催

**日時** 6月14日（日）午前8時32分スタート  
**場所** 能代カントリークラブ  
**参加費** 2,500円  
**申込締切** お早めに予約してください。（組み合わせの関係で受付できない場合があります）  
**その他** 賞品 優勝5位、飛賞 10位、15位、20位、25位等、BB賞、BG賞、ニアピン4本、ドラゴン4本  
**問・申** 能代カントリークラブ（☎88-8732）  
**事務局** 米森博孝（☎76-3623）



公共職業訓練受講生募集

**訓練科・定員**  
①電気設備技術科（13名）  
②ビル管理技術科（15名）  
**訓練期間**  
7月1日（水）～12月24日（木）  
**時間** 午前9時30分～午後3時40分  
**場所** ポリテクセンター秋田（潟上市）  
**対象** ハローワークに求職申込みをされた方で、新たな技術・技能を身につけて再就職を希望される方  
**受講料** 無料（テキスト代等は自己負担）  
**申込期限** 5月21日（木）  
**その他** 毎週木曜日に施設見学会を行っています。（雇用保険受給中の方は就職活動として認められません）  
**問・申** ポリテクセンター秋田 訓練課 受講生支援室（☎018-873-3178）

令和8年度秋田県市町村職員共済組合職員採用試験受験案内

指定する期間から日時・会場を選択して受験できる「テストセンター方式」に

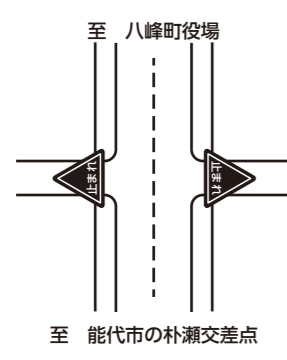
●お知らせ

町営歯科診療所休診日

**休診日** 4月28日（火）、5月2日（土）終日  
※診察を受ける際は必ずマスクを着用してください。  
**問** 町営歯科診療所（☎88-8210）

能代警察署からのお知らせ

昨年9月、八峰町と能代市をつなぐ県道常盤峰浜線上の4方向に一時停止標識がある十字路交差について、県道側の一時停止が廃止となりました。  
町道・市道側の一時停止は変更なく継続しています。交差点を進行する際は、安全に進行するようお願いいたします。



**ゴールデンウィーク営業のお知らせ**  
**5月の企画**  
期間:5月1日(金)～5月5日(火)  
旬の野菜、果物、魚を販売いたします。山菜も取り揃えております。ぜひお越しください!  
**産直ぶりこ** ☎0185-70-4020  
【営業日】毎週金・土・日 【営業時間】10:00～15:00

数年前に加入した保険の見直ししませんか?  
生命保険に関することならなんでもお問い合わせください  
**Affac** 伊藤 勉 TEL:090-5595-6602  
工藤 久美子 TEL:090-6450-9676

新車・中古車販売(国産全メーカー)  
車検・定期点検・钣金塗装  
**沢目自動車**  
TEL76-2065 FAX76-3280  
沢目駅前

**エアコンの設置はお早めに!**  
LEDに切り替えて、明るく省エネなくらいへ  
SELA グループ  
**SELA シロキ**  
Panasonic エルポート シロキ  
八峰町八森字中浜 TEL77-2323・FAX77-2324

域おこし協力隊の木村まゆみです。地域おこし協力隊として活動を始めてから、早いもので9カ月が経ちました。3月19日、一年間の歩みを振り返る「活動報告会」を開催いたしました。当日は、用意していた席が足りなくなるほど、定員を大きく上回る多くの方々にご来場いただき、驚きとともに胸が熱くなる思いでした。

報告会では、2人の協力隊員がそれぞれの内容を発表させていただきました。会場の皆様が私たちの言葉一つひとつに真剣に耳を傾け、温かく見守ってくださる姿に、さらに感謝の気持ちでいっぱいになりました。私たちのこれまでの取り組みだけでなく、それぞれの専門性や「この町で何ができるのか」という想いについても、深くご理解いただいたのではないかと感じています。

報告会後の茶話会では、地元の名産品やお菓子とお茶を囲みながら、皆様とごくくばらんにお話しする貴重な時間を過ごしました。直接対話をする中で、皆様がこの町に抱く期待や、私たちへの励ましの声を肌で感じることができ、改めて身の引き締まる思いになりました。



これからは、八峰町が誇る農産物や水産物、そして「生薬」の販売促進に力を注いでまいります。さらに管理栄養士としての知見を最大限に活かし、皆様の健康づくりに貢献していきたくと考えております。特に2年目の活動では、八峰町の特産である生薬「カミツレ」「桔梗の根」の商品化を軸に据え、新たな特産品づくりと八峰町の食文化について、情報発信をしていきます。これからも皆様との対話の機会を大切に、より深く地域に溶け込んでいきたいと考えています。「何か一緒にやってみよう」というお声があれば、ぜひ仲間に加えていただければ幸いです。2年目も一歩ずつ、誠実に活動してまいります。どうぞ引き続き、温かく見守ってください。



ご結婚おめでとう

大山 璃希(駅前) 門脇 桜(駅前)

おくやみ

信太(87)カッチキ台 阿部ミヤ(92)カッチキ台 武内笑子(89)高野々 佐々木鐵治(93)小手萩 佐々木セツ子(85)八森1 伊藤ハツ(101)カッチキ台 工藤爲勝(84)強坂 梅田立身(87)沼田



善意をありがとう

八峰町社会福祉協議会へ「香典返しにかえて」 須藤綾子(岩館2) 須藤学(高野々) 亡夫 守 須藤 亡伯母 武内笑子

人の動き (3月31日現在)

Table with population statistics: 人口 5,869人(29人減), 男 2,768人(16人減), 女 3,101人(13人減), 世帯数 2,891世帯(3世帯減), 出生 0人, 死亡 12人, 転入 14人, 転出 31人.

藤原 信浩(浜田) 亡弟 政浩 厚くお礼申し上げます。故人的ご冥福をお祈りいたします。

お詫言

広報はっぼう4月号に掲載した、2月28日時点の人口に誤りがありましたので、訂正いたします。誠に申し訳ありませんでした。

町職員新規採用者



山本 依武希 (生涯学習課 生涯学習係) 石山 颯汰 (建設課 建設係) 田村 迅 (税務会計課 税務係)



～快適なスタートを、明日につなげよう～

新年度を迎え、早くも1カ月が過ぎようとしています。本格的な春の訪れとともに、新しい風が吹き込まれ、元気あるスタートを切った家庭や職場もあるのではないのでしょうか。

町内の各小・中学校でも、子どもたちはみんな張り切って新しい学年の第一歩を踏み出しました。また、それぞれ、初々しい新入生を迎え、校内には元気あふれる声がいっそう響き渡っています。

今ごろになると、子どもたちは、最初のころに感じていた緊張感も徐々にほぐれ、少しずつ自分のペースをつかみつつあります。まさに、軌道に乗り始めるころだと思います。

しかし、一方で、今の時期はこれまでの疲れが知らず知らずのうちにたまってくるころでもあります。特に、環境が大きく変わった新入生にとっては、その傾向が強く見られます。もちろん、このことは新米高校

生でも同じことです。

こんなとき、気を付けたいのが、ケガや病気、事故などです。中でも、子どもの交通事故が一番多いのは、年度初めのこの時期だという統計もあります。

我々大人でも、疲れてくると反応が鈍くなったり、集中力が途切れたりして、思わぬ事態に遭遇することがあります。まして、子どもたちの場合は、推して知るべし、ですね。

このような危険から子どもたちを守る方法にはどんなことがあるのでしょうか。私は、次の三つが大事ではないかと思っています。一つめは休養、二つめは栄養です。そして、三つめは家族との会話です。保護者や家族の皆さんは、子どもたちの様子を見ながら、この三つのアイテムをうまく使い分けて、子どもたちの心と体を万全に整えてあげてほしいと思います。

えっ、地域の皆さんの出番はないのかって？ もちろんあります。子どもたちの姿を見かけることも少なくなってきましたが、もしチャンスがあったら、ぜひとも温かい声掛けをお願いします。「おはよう」でも「いってらっしゃい」でも「おかえり」でも……。

(文責・CSD 工藤 克弥)

Advertisement for Fujifilm and photo services, including 'あなたが生役の写真展 2026'.

Advertisement for 'しらかみ整骨院' (Shirakami Chiropractic) with contact info and services.

Advertisement for '皆川薬局' (Minagawa Pharmacy) with address and hours.

Advertisement for 'おらほの館' (Oraho no Kan) for vegetable and flower seedlings.

# 事

ご自身の目で確かめませんか

- 葬儀の流れ・内容・必要な費用が確認できます
- お連れ先や会場選びの基準が明確になります
- 不明点を明白にし葬儀への不安が払拭されます

# 前相談



どんなことでも  
お気軽に  
ご相談ください。  
(ご予約優先)

ホームページもご覧ください。

JA葬祭「みどりの会」  
入会金10,000円(税込のみ)

# 事

## 法要

忌明けから回忌法要における祭壇の貸し出し  
花、供物、料理、引出物等のご準備

## 仏壇・墓石

仏壇の購入、買い換え及び修復、墓石の  
建立、墓誌名入れ等のご相談

## 遺品整理 (生前整理)

遺品の整理、お部屋の片付け・  
清掃、除菌・消臭、タンス等一点から承ります  
(元気なうちに行う生前整理も承ります)

# 後相談

カチカチではない価値 (株)JA山本葬祭センター

虹のホールクオーレ TEL.0185-54-3004

## アオーネ白神十二湖

AWONE SHIRAKAMI JYUNIKO AOMORI FUKAURA

# 大自然を 楽しもう!

宿泊棟コテージ

芝生遊具広場

十二湖散策

手ぶらでBBQ

おすすめランチ

☎ 0173-77-3311

〒038-2206 青森県西津軽郡深浦町松神下浜松14

## 宿泊料金1泊1人につき 3,000円割引!!

実施中

### レストランいさりび

## 昼・夜営業中!!

営業時間  
昼の部 11:00~15:00 (L.O14:30)  
夜の部 17:00~19:30 (L.O19:00)

休業日 毎週火曜日

### 毎週水曜日は 町民限定 お風呂の日!!

日帰り入浴料  
700円  
↓  
200円

休館日 5月26日(火)

ポイント2倍

八峰の日 5月8日(金)  
風呂の日 5月25日(月)

## 八森いさりび温泉のハタハタ館

ハタハタの里観光事業株式会社

営業時間/朝9時~夜9時 電話 0185-77-2770 詳しくはお電話でお問い合わせください。  
https://www.hatahatakan.jp/ E-mail hata2kan@shirakami.or.jp

~シーズン到来~

## 農作業の疲れ、つらい痛みに

# オキシピタンDXゴールド

- ☑ 筋肉の痛み
- ☑ 関節の痛み
- ☑ 手足のしびれ

痛みの栄養剤

ニンニクパワー

カプセルのお薬です

貼っても  
塗っても痛みがとれない方  
まずは今日からお試してください!

L I N U S P H A R M A C Y

## ライナス薬局

月~土/朝8:00~夜7:00 休日/日・祝日  
八峰町八森字古屋敷13-6  
TEL. 70-4160

## 観光QR ガイドマップ

Happo Town QR Guidemap

### 八峰町観光QRガイド できること

What you can do with the Happo Town QR Guidemap

- QRマップ QR map: マップに現在地とみどころが表示されますので、みどころを見逃すことなく観光できます。
- みどころ紹介 Introducing the highlights: 八峰町の「みどころマップ」の解説が表示されます。
- フォトギャラリー Photo gallery

お手持ちのスマートフォンがタウンガイドにQRコードを読み取るだけですぐにご利用いただけます。

オフライン対応  
通信圏外と料外エリアに旅行中もオフラインで観光できます。

お問い合わせ  
お電話またはメールでお問い合わせください。